13　学生心得規程

（目　的）

第１条　この規程は、別に定めがあるもののほか、第一工科大学の学生が遵守しなければならない一般的な事項を定めることを目的とする。

（学生証）

第２条　学生は、入学時に、所定の学生証の交付を受け、常時携帯し、本学職員から請求あるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

２　学生は、学生証に記載された注意事項を守らなければならない。

（学生身上書）

第３条　学生は、指定の期日までに、身上書用紙２枚に所要の事項を記入して提出しなければならない。

（記載事項変更時の届出）

第４条　学生身上書の記載事項に、変更があった場合は速やかに届け出なければならない。

（現住所）

第５条　学生は、入学後所定の住所届を提出し、異動のあったときは様式１により、直ちにその旨を教学課に届け出なければならない。

（服　装）

第６条　学生は、登学に際しては常に大学生としての品位を保ち、勉学の場にふさわしい服装をしなければならない。

（下駄履きの禁止）

第７条　登学の際は、晴雨にかかわらず下駄履きを厳禁する。ただし、負傷その他の理由により下駄を使用する場合は、教学課に届け出て許可を受けなければならない。

　実験室・実習室・製図室・附属図書館・研究室及び特に指定された場所での下駄の使用は禁止する。

（指示伝達）

第８条　学生への指示・伝達事項等は、原則として掲示によって行う。掲示した事項は、周知されたものとみなすので充分留意しなければならない。

　なお、掲示期間は１週間を基準とする。

（学生団体）

第９条　学生が、学内において団体を結成しようとするときは、顧問として教育職員の部長を定め、責任代表者は様式２により、規約（会則）並びに団体員名簿を添え、学生部を経て学長の許可を受けなければならない。

　許可された団体は、毎年５月末日までに名簿を提出しなければならない。提出しない団体は、解散したものとみなす。

２　団体が解散したときは、様式３により、また、加入の団体から脱退したときは様式４により、責任代表者は速やかに届け出なければならない。

（指導者等の招聘）

第10条　団体が、学外から指導者又は講演者を招聘しようとするときは、あらかじめ学生部を経て、学長の許可を得なければならない。

（集会・大会・合宿及び行事）

第11条　学生又は学生団体が、学内で集会（行事）を行おうとするときは、責任代表者は、様式５により期日の５日前までに教学課に願い出て、学生部長の許可を受けなければならない。

２　学生又は学生団体が、本学の名において集会（行事）を行おうとするときは、前項の事項のほか特に本学の名において行う事由を記載しなければならない。

（学外大会等への参加）

第12条　学生又は学生団体が、学外団体の行う大会（行事）に参加しようとするときは、責任代表者は、様式６により期日の５日前までに、教学課を経て学生部長の許可を受けなければならない。

２　大会参加の成果については、様式７により報告するものとする。

（合　宿）

第13条　学生が合宿しようとする場合は、集会の手続きに準じて行うものとする。（様式８・９による。）

（行事の種類）

第14条　前各条に該当する行事の種類は、スポーツ行事・文化行事・署名運動・世論調査・寄付金募集等及び各種ボランティア活動等とする。

（学内施設・備品の使用）

第15条　集会又は行事のために、学内施設・備品を使用しようとするときは、責任者は、実施５日前までに様式10又は様式11により教学課に願い出なければならない。

２　学外施設の備品を使用して集会・行事等を実施するときは、責任者は実施５日前までに様式12により申請し、実施後はすみやかに様式13に領収書を付して提出しなければならない。

（使用責任）

第16条　学内施設・備品の使用を許可された者が、その集会又は行事のために施設に損害を生じた場合には、速やかに教学課に届けるとともに、その損害に起因する程度によっては、その責を負わなければならない。

（印刷物の掲示・配布）

第17条　学生又は学生団体が、学内において印刷物を掲示又は配布しようとするときは、現物を添え、教学課を経て、学生部長の許可を受けなければならない。

２　掲示は、指定された掲示場以外に掲示してはならない。ただし、特に許可された場合はこの限りではない。

（その他）

第18条　学生又は学生団体の行為が、本学の学則又は諸規則に違反し、秩序を乱し、その他学生の本分に反すると認められたときは、その行為の制限、停止、禁止、又は団体の解散を命ずることがある。

附　則

１　この規程は、昭和44年４月１日から施行する。

10　この規程は、平成27年４月１日から改正施行する。

11　この規程は、令和　３年４月１日から改正施行する。